

令和6年9月5日

# 第3回片品村議会会議録

利根郡片品村

## 令和6年第3回片品村議会定例会会議録第1号

### 議事日程 第1号

令和6年9月5日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議員派遣
- 日程第 4 議案第41号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第42号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 認定第 1号 令和5年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 3号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 4号 令和5年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 5号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 6号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 報告第 7号 専決処分の報告について
- 日程第13 報告第 8号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第14 報告第 9号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
- 日程第15 議案第43号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第44号 令和6年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第45号 令和6年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第46号 令和6年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第47号 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算（第1号）について

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議員派遣
- 日程第 4 議案第 4 1 号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4 2 号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 認定第 1 号 令和 5 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2 号 令和 5 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 3 号 令和 5 年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 4 号 令和 5 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 5 号 令和 5 年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 6 号 令和 5 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 報告第 7 号 専決処分の報告について
- 日程第 13 報告第 8 号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第 14 報告第 9 号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
- 日程第 15 議案第 4 3 号 令和 6 年度片品村一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 16 議案第 4 4 号 令和 6 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 17 議案第 4 5 号 令和 6 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 18 議案第 4 6 号 令和 6 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 19 議案第 4 7 号 令和 6 年度片品村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
令和 6 年 9 月 5 日			
出席議員 11 名		欠席議員 1 名	欠員 名
第 1 番	小林 政彦		(出席)
第 2 番	小柳 紀一		(出席)
第 3 番	萩原 和典		(出席)
第 4 番	萩原 正信		(出席)
第 5 番	狩野 孝夫		(出席)
第 6 番	北澤 佳子		(出席)
第 7 番	星野 吉弥		(出席)
第 8 番	千明 勉		(出席)
第 9 番	後藤 眞平		(欠席)
第 10 番	高山 悦夫		(出席)
第 11 番	星野 栄二		(出席)
第 12 番	飯塚 美明		(出席)

説明のために出席した者の職氏名

---

村	長	梅	澤	志	洋			
副	村	長	金	子	賢	司		
教	育	長	萩	原	明	富		
総	務	課	長	梅	澤	康	明	
住	民	課	長	須	藤	錦	作	
保	健	福	祉	課	長	鎬	木	勲
農	林	建	設	課	長	中	村	学
むらづくり	観	光	課	長	狩	野	久	良
教育委員会	事	務	局	長	星	野	孝	行
会	計	管	理	者	星	野	照	子

事務局職員出席者

---

事	務	局	長	大	竹	篤	保
主	任	狩	野	真	里	恵	

議長（萩原正信君） ただいまから、令和6年第3回片品村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

午前10時00分 開会

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（萩原正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 小林政彦君及び2番 小柳紀一君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

議長（萩原正信君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの9日間に決定しました。

---

### 日程第3 議員派遣

議長（萩原正信君） 日程第3、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付の議員派遣書のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、議員派遣書のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

---

日程第4 議案第41号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について

議長（萩原正信君） 日程第4、議案第41号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第41号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、近年の燃油価格高騰により重油代金及び電気料金等が前年度と比較し大幅に増加しており、経費削減を強化しても影響は避けられず、今後の運営について検討し、総合的に判断した結果、入館料の値上げをせざるを得ないため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては施行期日を定めるもので、令和6年10月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（萩原正信君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（萩原正信君）** これで討論を終わります。

これから、議案第41号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（萩原正信君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第42号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について**

**議長（萩原正信君）** 日程第5、議案第42号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（萩原正信君）** 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

議案第42号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、昨年に引き続き、電気料金の値上げや物価高騰、最低賃金の引上げにより、経費節減を強化しても影響は避けられず、今後運営を維持していく上で、リフト料金の値上げをせざるを得ないため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。



議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第42号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 認定第1号 令和5年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第2号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第3号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第4号 令和5年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第5号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第6号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（萩原正信君） 日程第6、認定第1号 令和5年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第6号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

認定第1号から認定第6号までの令和5年度片品村一般会計及び特別会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

認定第1号 令和5年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額47億529万1,339円、歳出総額42億5,607万80円、差引残額4億4,922万1,259円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税6億6,585万547円で全体の14.2%、地方交付税23億941万1,000円、49.1%、国庫支出金3億4,000万2,397円、7.2%、県支出金1億8,960万1,224円、4.0%、繰入金1億4,559万6,328円、3.1%、繰越金1億8,549万9,018円、3.9%、村債2億7,520万円、5.8%であります。

歳出の主なものにつきましては、生活支援対策事業1億9,569万1,471円、橋梁整備費が明許繰越分を合わせて1億9,761万800円、観光振興事業9,774万2,574円、特別会計の繰出金2億8,379万6,111円、利根東部衛生施設組合負担金1億1,050万円、利根沼田広域市町村圏振興整備組合負担金1億9,075万2,000円、地方債の償還金が元金と利子合わせて5億4,566万1,600円であります。

また、令和5年度末の地方債借入残高は42億1,783万4,424円で、前年度に比べ2億6,297万1,732円の減であります。

歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費2,378万7,000円と財政調整基金への積立て2億2,000万円を差し引いた額2億543万4,259円は、令和6年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第2号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提

案の説明を申し上げます。

歳入総額6億9,541万1,660円、歳出総額6億5,308万8,557円、差引残額4,232万3,103円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税1億4,827万7,901円で全体の21.3%、県支出金4億6,446万2,902円、66.8%、繰入金6,977万8,000円、10.0%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費4億3,606万2,554円で全体の66.8%、国民健康保険事業納付金1億8,770万9,588円、28.7%、保健事業費1,437万1,005円、2.2%であります。

歳入歳出差引残額から国民健康保険基金への積立て2,200万円を差し引いた額2,032万3,103円は、令和6年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第3号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額8,562万6,751円、歳出総額8,418万5,807円、差引残額144万944円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料5,025万5,000円で全体の58.7%、繰入金2,960万9,000円で34.6%であります。

歳出につきましては、総務費2,666万2,378円で全体の31.7%、施設費3,877万3,346円で46.1%、公債費1,875万833円で22.3%であります。

また、令和5年度末現在の地方債借入残額は1億9,961万3,172円となっております。

歳入歳出差引残額は144万944円になりますが、令和6年度から片品村簡易水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、残額を公営企業会計へ引き継がさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第4号 令和5年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額6億7,626万7,664円、歳出総額6億4,602万2,395円、差引残額3,024万5,269円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料1億2,332万4,000円で全体の18.2%、国庫支出金1億6,964万5,048円、25.1%、支払基金交付金1億6,608万846円、24.6%、県支出金9,735万4,311円、14.4%、繰入金1億503万6,600円、15.5%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費5億8,316万4,172円で、全体の

90. 3%であります。

歳入歳出差引残額から介護給付費準備基金への積立て1,600万円を差し引いた額1,424万5,269円は、令和6年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

認定第5号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額3億374万2,906円、歳出総額2億9,081万5,642円、差引残額1,292万7,264円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金1億21万5,000円で全体の33.0%、繰入金1億275万7,000円、33.8%、村債6,700万円、22.1%であります。

歳出につきましては、総務費3,943万5,631円で全体の13.6%、建設費1億9,858万4,276円、68.3%、公債費3,011万3,499円で10.4%であります。

また、令和5年度末現在の地方債借入残額は、4億8,425万4,369円となっております。

歳入歳出差引残額の1,292万7,264円を、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計引継ぎをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

認定6号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額6,703万7,162円、歳出総額6,652万202円、差引残額51万6,960円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料3,980万2,600円で全体の59.4%、繰入金2,364万7,844円、35.3%であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費593万7,242円で全体の8.9%、後期高齢者医療広域連合納付金6,046万8,264円、90.9%であります。

歳入歳出差引残額の51万6,960円は、令和6年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

**議長（萩原正信君）** 提案理由の説明が終わりました。

この決算については、監査委員の審査が行われております。

ここで、決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員 千明道太君。

代表監査委員（千明道太君） はい、代表監査委員。

議長（萩原正信君） 代表監査委員。

（代表監査委員 千明道太君登壇）

代表監査委員（千明道太君） 命によりまして、決算審査の報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付してあります意見書に基づいて、一般会計と5つの特別会計決算の審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、去る令和6年8月22日、役場2階第5会議室において、星野監査委員と2人で、令和5年度一般会計及び5つの特別会計の歳入歳出決算並びに関係諸帳簿の書類を審査いたしました。

その意見については、次のとおりであります。

審査の結果といたしまして、各会計とも予算額、執行命令、収入支出額、出納関係帳票及び関係書類等照査の上、審査を実施いたしました。審査に当たっては、決算は的確であるか、計数に誤りはないか、予算の執行は計画的にかつ効率的に行われているか、財政運営は健全か、事業の成果は上がっているかなどについて審査を行いました。

その結果、計数は正確であり、帳簿類はよく整理され、適切な事務処理と適正で健全な運営がなされ、事業の成果も上がっているものと認定いたしました。

次に、各会計の総括について申し上げます。

なお、意見書に記載してあります収支決算額等の朗読は省略させていただきます。

まず、一般会計についてですが、歳入歳出差引額は4億4,922万1,259円で、翌年度へ繰り越すべき財源が2,378万7,000円であるため、実質収支額は4億2,543万4,259円でさらに基金繰入れを2億2,000万円行っているため、翌年度への繰越額は2億543万4,259円となりました。

予算額のうち、花咲地区ギャップフィルター施設更新工事のほか計9件の事業について、総額1億3,821万円が翌年度に繰越しされました。

村税の収入については6億6,585万547円で、昨年より266万6,222円の増収となっています。

村民税が1,406万5,577円の増収でありましたが、固定資産税が1,071万8,317円の減収、軽自動車税が37万9,600円の減収、村たばこ税が51万1,438円の減収となっています。

地方交付税については23億943万1,000円で、昨年度より211万8,000円の減収となっており、歳入総額の49.1%を占めています。

国庫支出金については3億4,000万2,397円で、893万599円の増収でした。

県支出金については1億8,960万1,224円で、2,520万1,908円の減

収となりました。

村債として2億7,520万円を借り入れ、細工屋橋橋梁長寿命化対策工事、県営牛の平地区水利施設保全高度化事業、村道の舗装維持修繕工事、武尊牧場キャンプ場グランピング施設整備工事などのハード事業のほか、スクールバス管理運営などのソフト事業にも充当されています。

当年度は、尾瀬の郷づくり財団基金や、森林環境譲与税基金からの繰入金が多かったことや、おぜだっペイのチャージ代金として諸収入が増えたことにより、歳入が増加しています。

なお、令和5年度末の村債未償還元金現在高は42億1,783万4,424円であり、3月末の基金現在高は31億8,033万2,982円となっています。

次に、財政の推移であります。3ヶ年の状況を表にして記載してありますので、参考にさせていただきたいと思えます。

財政運営の状況ですが、事務事業の見直しや経費の削減などに取り組み、堅実な運営が執行されています。

村税の収入については、収入済額では前年度より266万6,222円の増収となっています。収納率は83.2%であり、前年度より0.5ポイントの減となっており、収入未済額は1億3,429万6,154円と、前年度より589万5,364円の増となっています。

なお、村税収納率調べを載せておきましたので、ご覧ください。

また、引き続き早期の滞納整理など適切な処理を行い、自主財源の確保に努めることを切望いたします。

厳しい財政状況の中、また限られた予算の範囲で、継続事業や住民生活に密着した事業に加え、コロナ禍後の観光事業を見据えた施設整備事業や、物価高などによる厳しい住民生活の状況に対して、主におぜだっペイを利用した生活支援対策事業が行われております。今後も効率的で実効性のある予算執行に留意し、健全な財政運営の維持に努めてください。

次に、特別会計についての意見を申し上げます。

最初に、国民健康保険特別会計であります。差引額4,232万3,103円で、基金繰入れを2,200万円行ったため、2,032万3,103円が翌年度への繰越額であり、基金の決算年度末現在高は1億3,143万2,074円であります。

国保税の収納率は81.8%であり、前年度より0.4ポイント低くなっていますが、引き続き滞納整理等を積極的に行い、自主財源の確保に向け、さらに努力をお願いします。

なお、療養諸費に対する1人当たりの保険者負担分は27万6,174円で、前年度より9,772円増加しています。

国民健康保険事業は、医療行政の重要な役割を果たしていますが、被保険者の高齢化や医療の高度化、医薬品の高額化等による医療費の増大などにより、非常に厳しい運営が予想されています。国保会計の健全な運営のためには、被保険者の健康維持推進を図ることも重要な要素であります。片品村が行っている総合健診の受診率向上や健康指導部門と

の連携等を図り、健康寿命を延ばすことを目指して、関係各位とのご尽力をお願いします。  
次に、簡易水道事業特別会計です。

差引額は144万944円が翌年度への繰越額であり、基金の決算年度末現在高は4,620万円であります。

なお、水道料の徴収率は61.2%であり、前年度より8ポイント低くなっていますが、これからも堅実な運営を図るため、未収金の解消に特に努力をお願いします。

次に、介護保険特別会計です。

差引額が3,024万5,269円で、基金繰入れを1,600万円行ったため、翌年度への繰越額は1,424万5,269円で、基金の決算年度末現在高は1億8,042万7,003円あります。

高齢化がさらに進む中、引き続き高齢者に対する介護の問題が大きな課題となっております。要介護・要支援の認定は増加傾向にあり、今後も介護予防事業や医療と介護の連携を強化、切れ目のない対応ができるよう本会計の安定化を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく人生を全うできるよう、介護サービスの充実に努めていただきたいと思います。

次に、下水道事業等特別会計です。

差引額1,292万7,264円が翌年度への繰越額であります。

下水道事業会計の健全な運営には、下水道への加入推進を図り、使用料収入の増収が必要不可欠です。加入率は65.9%で、前年と変わってもいませんが、さらなる上積みに向けて、適切な対応をお願いするものであります。

住民の生活環境の向上や、村の自然環境保全、河川の水質保全の立場から、下水道事業区域以外の整備計画も同時に進め、村全体の整備が進むことを望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

差引額51万6,960円が翌年度への繰越額であります。

令和6年3月末現在の被保険者は888人で、被保険者の適切な医療確保を図るため、引き続き迅速かつ適正な各種医療給付の実施に努め、健康の保持増進を図るための保健事業を実施してください。

なお、令和4年度及び令和5年度における5特別会計への一般会計からの繰入金金の状況を記載しておきましたので、参考としてください。

最後に、結論といたしまして、一般会計及び特別会計の決算は正しく、証拠書類もよく整理されて、会計経理は適正であり、おおむね良好と認めます。

財政については、令和5年度片品村健全化判断比率について、決算審査後審査を行い、片品村のそれぞれの比率については早期健全化基準に該当せず、良好な比率となっているため、健全な財政であると言えます。

また、自主財源の乏しい厳しい財政状況の中ではありますが、村道の改良や維持補修、県営牛の平地区水利施設保全高度化事業など、村づくりの基本となる事業の推進を図るとともに、子どもから高齢者までの福祉事業や総合健診、予防接種等の保健衛生事業、厳しい住民生活の状況に対して生活支援対策事業を行うなど、村民に密着した事業が実施され

たことは、村民の生活や福祉の向上に貢献したものと考えます。

歳入における村税・公共料金などの収入未済額の処理は、所管課により適切に対処していただいているところではありますが、村税や公共料金などの収入未済については、負担の公平性に対する重要性を認識し、滞納の解消に向けた積極的な取組について、さらに努力をしてください。

村当局として毅然とした厳しい対処により、村民間の公平と財源の確保に努めることが、今後ますます厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれます。

観光事業については、オグナほたかスキー場が年末年始の雪不足により非常に厳しいシーズンとなったものの、道の駅尾瀬かたしなをはじめ、花咲の湯、新しくグランピング施設が加わった武尊牧場キャンプ場など、コロナ禍後の観光事業に支えられ、良好な成果が見られたと言えます。

今後も指定管理者をはじめとする関係各位と連携や協議を密にいただき、常に新しい取組を行うのも、引き続き努力をお願いします。

地方分権と行財政改革、人口減少及び少子高齢化への対応や住民福祉の拡充など、様々な行政課題が山積する中でありますが、住民のニーズを速やかに把握するとともに、計画的かつ効率的な行財政の運営と安定した事業計画の立案を心がけ、住民福祉の向上や明るく活気ある村づくりのため、施策を望むものであります。

また、生活必需品の価格高騰などに住民生活は厳しさを増していますが、役場職員個々の資質向上を図り、この厳しい時代だからこそ、住民の期待に応える行政執行がなされるよう一層の努力を希望します。

本決算処理完結のため、事務執行にご尽力された各位に深く敬意を表し、報告といたします。

**議長（萩原正信君）** 監査委員の報告が終わりましたので、これから報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

認定第1号から認定第6号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

---

## 日程第12 報告第7号 専決処分の報告について

**議長（萩原正信君）** 日程第12、報告第7号 専決処分の報告についてを議題とします。



本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第7号 専決処分報告について、説明を申し上げます。

本報告については、令和5年9月15日に契約締結をしました令和5年度下小川橋補修工事の工事変更請負契約締結について、報告するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（萩原正信君） なお、詳細の説明を求めます。

農林建設課長、中村学君。

農林建設課長（中村 学君） 農林建設課長。

（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

---

### 日程第13 報告第8号 財政の健全化判断比率等について

議長（萩原正信君） 日程第13、報告第8号 財政の健全化判断比率等についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第8号 財政の健全化判断比率等について、提案の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、関係書類を提出し、報告するもの  
でございます。

まず、健全化判断比率の状況ですが、一般会計の実質赤字比率及び特別会計を含めた連  
結実質赤字比率につきましては、赤字がないため比率は算出されませんでした。

実質公債費比率につきましては5.7%でした。

将来負担比率につきましては算出されませんでした。

次に、公営企業会計の資金不足比率の状況ですが、全ての会計に資金不足はありません  
でしたので、資金不足比率は算出されませんでした。

今回提出した関係書類につきましては、令和6年8月22日に片品村監査委員による審  
査を受け、内容の認定をいただいたことを申し添え、ご報告といたします。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第14 報告第9号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について

議長（萩原正信君） 日程第14、報告第9号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報  
告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第9号 片品村振興公社株式会社の経営状況に関する書類の提出について、ご報告申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、法人の経営状況等に関する関係書類を提出し、ご報告申し上げます。

今回提出した関係書類につきましては、令和6年6月24日開催の監査役監査において承認をいただいておりますことを申し添え、ご報告いたします。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

---

日程第15 議案第43号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第2号）について

日程第16 議案第44号 令和6年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第17 議案第45号 令和6年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）につ  
いて

日程第18 議案第46号 令和6年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1  
号）

について

日程第19 議案第47号 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算（第1号）につ  
いて

議長（萩原正信君） 日程第15、議案第43号 令和6年度片品村一般会計補正予算  
（第2号）についてから、日程第19、議案第47号 令和6年度片品村下水道事業会計  
補正予算（第1号）についてまでの以上5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第43号から議案第47号までの令和6年度片品村一般会計、各特別会計及び下水道事業会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第43号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第2号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,076万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,401万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、国庫支出金、繰越金、諸収入等の増額及び使用料及び手数料の減額であります。

歳出につきましては、総務費、民生費、農林水産業費、教育費等の増額及び商工費の減額であります。おぜだっペイキャンペーン事業定額減税補足給付事業のほか、児童手当法の一部改正に伴う手当の増額に対応する児童手当支給事業等が主なものであります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第44号 令和6年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ796万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,513万9,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金、繰越金及び諸収入の増額であります。

歳出につきましては、総務費、保険給付費及び諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第45号 令和6年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,703万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,383万5,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金及び繰越金の増額であります。

歳出につきましては、保険給付費及び諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第46号 令和6年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万1,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,769万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第47号 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

収益的支出として、職員人件費に関わる手当及び特別損失として63万4,000円を計上するものです。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議長（萩原正信君）** 議案第43号から議案第47号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

---

**議長（萩原正信君）** お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

午前10時52分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

片品村議会議長 萩原正信

片品村議会議員 小林政彦

片品村議会議員 小柳紀一